

# 令和4年10月1日～改正駐車場附置義務条例が施行されます

熊本市では、「だれもが移動しやすく歩いて楽しめるまち」の実現に向けてまちなか駐車場の適正配置に取り組んでいます。この取組の一環として、まちなかの賑わい創出や交通円滑化に向け、熊本市における建築物に附置する駐車施設等に関する条例（通称：駐車場附置義務条例）の改正を行いました。

**【改正内容】** 改正の大きなポイントは以下の3つになります。

**【対象】** 駐車場整備地区内で延べ床面積が2000㎡超の建築物 ※用途によって3000㎡超の場合もあります。

## Point① 駐車場台数の緩和

1. 附置義務台数が**現行の1/2**に緩和されます。（特定用途：300㎡毎に1台⇒600㎡毎に1台）  
（非特定用途：450㎡毎に1台⇒900㎡毎に1台）
2. 公共交通利用促進措置に取り組むことにより、さらに附置台数の緩和が可能となります。  
（例）買い物に応じた運賃サービス、シェアサイクルポートの設置等

## Point② 駐車場を附置する位置の緩和

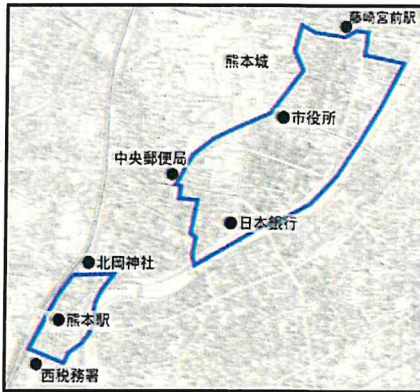
これまで建物の敷地内に整備を義務付けていた駐車場を、**市が指定する外縁部の立体駐車場等に確保**することが可能となります。（建築物の敷地からおおむね500m以内の位置）

## Point③ 障がい者等用の駐車場および荷さばき施設の整備の義務化

1. 障がい者等用駐車場を**1台以上**附置することが義務化されます。
2. 荷さばき駐車施設については特定の用途の建築物（百貨店その他店舗又は事務所の床面積の合計が3000㎡を超えるもの）について、床面積に応じて必要な台数を**附置**することが義務化されます。  
（百貨店その他店舗：3000㎡毎に1台）  
（事務所：8000㎡毎に1台）等

### 【駐車場整備地区】

### 【現行】と【改正】の比較（特定用途の百貨店その他店舗を建築した場合のイメージ）



**【現行】**  
これまでは、**敷地内に10台**の駐車場を義務付。

一般車駐車場  
10台以上

**【改正】**

- 改正後は、**5台**の駐車場を義務付け
- 障がい者等用駐車場等の確保**
- 公共交通利用促進策の実施

立体駐車場での確保

障がい者等用駐車場  
荷さばき施設の確保

1台以上 1台以上

1台以上

運賃サービス  
シェアサイクル

### 期待される効果

- 台数緩和により土地・建物の有効利用が可能となり、賑わいの創出につながります。
- 自動車の流れが外縁部の駐車場に誘導されることにより、まちなかが歩きやすくなります。
- 障がい者等用駐車場の整備が促進され、車いす利用者の方もまちなかに来やすくなります。

“車中心”の都市空間  
まちなかに多くの自動車交通が流入



歩行環境の悪化



平面駐車場（低未利用地）

歩いて楽しめるまち



土地の有効利用

“人中心”の都市空間  
外縁部に自動車交通を誘導、土地の有効利用

